

メディカルケア御所ノ内株式会社  
「御所ノ内ホーム」認知症対応型共同生活介護  
介護保険事業所番号：2690400060

## 運営規定

### (事業の目的)

第1条 メディカルケア御所ノ内株式会社（以下「事業者」という）が開設する「御所ノ内ホーム」（以下「事業所」という）が行う。認知症対応型共同生活介護の介護保険事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事を定め、事業所の従業者が、要介護の状態にあるもの（以下、「利用者」という）について、事業所において、家庭的な環境の下で日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 事業は、「家庭的な暖かい雰囲気の中でその人らしさを大切にする」を基本理念に利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行う。
- 2 利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
  - 3 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
  - 4 事業者自らその提供するサービスの質の評価を常に行い、また外部の評価を積極的に受ける事でその改善を図るものとする。
  - 5 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）第38条（認知症対応型通所介護以下のサービスにおいて準用）、第155条」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1) 名 称 「グループホーム御所ノ内」
- 2) 所在地 京都府京都市下京区西七条南月読町 102 番地-1

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1) 管理者（施設長） 常勤 1名 （介護職・計画作成担当者を兼務）

この事業所の従業者の管理及び事業所の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

2) 計画作成担当者 常勤 2名 (内1名管理者を兼務)

モニタリング・権利擁護・計画作成等を担当

3) 介護従業者 常勤 12名以上

非常勤 2名以上

介護スタッフは、入居者の日常生活上の世話をを行う。

4) 営業日・営業時間 年中無休 365日 24時間

#### (利用定員)

第5条 この事業所の利用定員は18名とする。

#### (主なサービスの内容)

第6条 認知症対応型共同生活介護利用者に対して食事の提供・買い物・掃除洗濯等の生活サービスや排泄・食事・入浴介助等の介護サービス、日常生活の中での認知症進行防止の取組み、その他機能訓練や健康管理等のサービスをサービス計画に基づき提供します。詳細は重要事項説明書に記載の通りです。

#### (利用料その他の費用の額)

第7条 利用料は家賃、共益費、食費とし、それぞれの額は重要事項説明書に定める額とする。

2 前項に規定するもののほか、別表①に掲げる費用については、利用者の利用に応じ、別表に定める額を徴収する。

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者・家族(身元引受人)の同意を得るものとする。

#### (利用に当たっての留意事項)

第8条 利用に当たっては要介護者とし、認知症対応型共同生活介護のサービスを利用できるものとする。

2 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

一、宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。

二、けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。

三、共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

四、建物内及び敷地内で火気を用いること。

五、故意に共同生活住居若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

#### (非常災害対策)

第9条 管理者は、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を定めるとともに、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(緊急時の対応)

第10条 事業所は、利用者に容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は事業所の定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

第11条 事業所は、事故が発生した場合には、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

3 前項において、利用者の生命、身体、財産に損害が生じた場合には、事業所は速やかに入居者の損害を加入している保険の範囲内で賠償する。ただし、事業所に故意・過失がない場合にはこの限りではない。

4 前項の場合において、当該事故発生につき入居者に過失があると認められる場合は損害賠償の額を減額する事ができる。

(運営推進会議)

第12条 事業所関係者は構成員としてではなく、運営推進会議に報告をし、評価を受ける立場として参加する。また、利用者（身元引受人を含む）代表の他、地域包括支援センター等、福祉介護に精通した第三者等で運営推進会議を組織し、定期的な会議を行うこととする。

(2カ月に1回以上)

2 会議の内容は利用者の状況、サービスの状況やそれに伴う費用の収支等の報告や利用者からの意見要望の吸収の場、地域福祉の推進の場として活用するものとする。

(反社会的勢力の排除)

根拠規定（京都市暴力団排除条例 第5条 市民等の責務 平成24年10月1日施行）

第13条 事業所はサービスの提供に当たり、サービス利用者又は身元引受人（又は代理人）が次の各号に該当しないことを確認し、かつ将来にわたっても該当しないことを確認する。該当していると判明した場合は催告無しに直ちに契約解除する。

一、 現在、暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）。

二、 暴力団員等が経営を支配している或いは実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること

三、 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を以ってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

四、 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

五、 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(虐待の防止に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一、 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - 二、 虐待の防止のための指針を整備する。
  - 三、 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - 四、 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。
- 3 認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理または日常生活等に支障がある者の権利擁護のため、成年後見制度について利用者や家族に情報提供を行うとともに社会福祉協議会等の適切な相談窓口を案内する。

※詳細は、高齢者虐待防止・身体拘束適正化に関する指針を参照

(身体拘束等の適正化)

第15条 事業所は、サービス提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）を行ってはならない。

- 2 事業所は、身体拘束の適正化のため次の措置を講ずるものとする。
- 一、 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底する。やむを得ず身体拘束を行う場合には、委員会にて十分検討を行うとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
  - 二、 身体拘束の適正化を図るための取組みの実施（研修、自己チェックシートの活用）

(協力医療機関等)

第16条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。

- 一、 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- 二、 事業所から診察の求めがあった場合において、診察を行う体制を常時確保していること。
- 三、 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。
- 四、 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第11

4号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。

五、 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。

六、 事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。

七、 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。

八、 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

#### (個人情報の保護)

第17条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

#### (業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### (衛生管理等)

第19条 事業所は、利用者が使用する事業所内の設備等又は飲用に供にする水について、衛生管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。特に医療品や医療機器の管理は適切に行う。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じて医療衛生企画課の助言、指導を求めるものとする。

一、 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6

月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

二、 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

三、 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

#### （苦情処理）

第20条 事業所は、利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### （苦情事故等に関する体制）

##### 1) 施設内

窓口名称：御所ノ内ホーム

電話番号：075-326-6071

対応時間：平日・土曜・・・午前8時30分～午後5時

日曜・祝日・・・休み

定休日・・・無し

##### 2) 行政

窓口名称：京都市下京区役所 介護保険担当

電話番号：075-371-7228

所在地 京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町 608 番地 8

対応時間：平日・・・午前9時～午後5時

定休日・・・土曜・日曜・祝日

##### 3) 行政

窓口名称：京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課介護管理係相談担当

電話番号：075-354-9090

所在地 京都市下京区烏丸四条下る水銀屋町 620 番地 COCON 烏丸内

対応時間：平日・・・午前9時～午後5時

定休日・・・土曜・日曜・祝日

#### （その他運営に関する重要事項）

第21条 介護従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

一、採用時研修 採用後2月以内

二、継続研修 年6回

- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 事業所は、認知症対応型共同生活介護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、事業者と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

- |            |                                                                                                            |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成27年4月1日  | ・介護報酬改定による利用料金の変更                                                                                          |
| 平成27年7月17日 | ・京都市「運営規程の記載誤りについて」を受けての修正（変更届不要）                                                                          |
| 平成29年2月11日 | ・京都市「実地指導」を受けての修正（変更届不要）                                                                                   |
| 平成30年9月1日  | ・第4条1）、2）について職員体制変更に伴い変更<br>・京都市「暴力団排除条例」を御所ノ内ホーム運営推進会議の指摘を受け反映<br>・苦情事故等に対する体制を追記<br>・介護保険料2割・3割負担の料金表を追記 |
| 令和1年11月5日  | ・別表1、介護報酬改定による介護保険自己負担分の変更<br>・別表1、介護職員特定処遇改善加算を追記                                                         |
| 令和4年9月1日   | ・虐待の防止に関する事項を追加                                                                                            |
| 令和6年4月1日   | ・別表1、介護報酬改定による介護保険自己負担分、加算の変更                                                                              |
| 令和6年5月1日   | ・別表1、家賃、敷金の変更                                                                                              |
| 令和6年6月1日   | ・別表1、介護報酬改定による介護職員等処遇改善加算の変更                                                                               |
| 令和7年1月1日   | ・運営規程を全面見直しし、法令・運営実態を反映して改正                                                                                |
| 令和7年7月1日   | ・別表1、共益費・食費の変更                                                                                             |

別表1 (認知症対応型共同生活介護)

利用料金及び入居金等一覧表

1. 利用料(家賃、食費、共益費)

1) 家賃(月額表示)

- ・ ¥110,000 (グループホーム2～3階各部屋一律)

2) 共益費(月額表示)

¥25,000

- ・ 共有部分の光熱費、蛍光灯等消耗品費、各種保守費用等。
- ・ 全室同額。

3) 食材費

- ・ 1日3食とおやつを提供。
- ・ 1日            ¥1,720      朝食¥321    昼食¥642    おやつ¥115    夕食¥642
- ・ 1ヶ月            ¥51,600
- ・ 治療食等特別な食事の場合は別途追加費用有り。

2. 一時金等

1) 一時金

- ・ 無し

2) 敷金

- ・ 敷金(2ヶ月)合計で家賃の2ヶ月分。 ¥220,000
- ・ 敷金については、退去時の居室現状復帰並びに補修費用に充当。
- ・ 契約時に支払う。

3. その他費用

1) 別途実費負担

理美容料金・紙おむつ・尿パット代・個人嗜好品等。

2) 介護保険の自己負担分。

3) 医療費(投薬代含む)の自己負担分。

4) 介護保険の自己負担分 (1 割負担の場合)

10. 45 円/単位 認知症対応型共同生活介護 (Ⅱ) (1 日につき) ※参考一月額 30 日として

|       |        |      |          |
|-------|--------|------|----------|
| 要介護 1 | 753 単位 | ¥787 | ※¥23,607 |
| 要介護 2 | 788 単位 | ¥824 | ※¥24,704 |
| 要介護 3 | 812 単位 | ¥849 | ※¥25,457 |
| 要介護 4 | 828 単位 | ¥866 | ※¥25,958 |
| 要介護 5 | 845 単位 | ¥883 | ※¥26,491 |

介護保険の自己負担分 (2 割負担の場合)

10. 45 円/単位 認知症対応型共同生活介護 (Ⅱ) (1 日につき) ※参考一月額 30 日として

|       |        |        |          |
|-------|--------|--------|----------|
| 要介護 1 | 753 単位 | ¥1,574 | ※¥47,214 |
| 要介護 2 | 788 単位 | ¥1,647 | ※¥49,408 |
| 要介護 3 | 812 単位 | ¥1,697 | ※¥50,913 |
| 要介護 4 | 828 単位 | ¥1,731 | ※¥51,916 |
| 要介護 5 | 845 単位 | ¥1,766 | ※¥52,982 |

介護保険の自己負担分 (3 割負担の場合)

10. 45 円/単位 認知症対応型共同生活介護 (Ⅱ) (1 日につき) ※参考一月額 30 日として

|       |        |        |          |
|-------|--------|--------|----------|
| 要介護 1 | 753 単位 | ¥2,361 | ※¥70,821 |
| 要介護 2 | 788 単位 | ¥2,471 | ※¥74,112 |
| 要介護 3 | 812 単位 | ¥2,546 | ※¥76,369 |
| 要介護 4 | 828 単位 | ¥2,596 | ※¥77,874 |
| 要介護 5 | 845 単位 | ¥2,649 | ※¥79,473 |

|              | 加算単位                | 加算要件                                         |
|--------------|---------------------|----------------------------------------------|
| 初期加算         | 30/日                | 登録した日から起算して 30 日以内の期間および、30 日を超える入院後に利用する場合。 |
| 医療連携体制加算Ⅰハ   | 37/日                | 日常的な健康管理を行い医療との連携を取っていること                    |
| 介護職員等処遇改善加算Ⅱ | 所定単位数に 17.8% を乗じた単位 | 介護職員処遇改善計画について京都市に届出、許可を受けた場合に算定             |

5) その他入居生活を送る上で別途費用が必要と思われるサービスを提供した場合は、利用者・家族 (身元引受人) 及び事業所双方が協議の上、費用を決定する。

